

県立3病院電子カルテシステム更新設計支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

宮崎県病院局 経営管理課

1 目的

現行の電子カルテシステムは10年稼働を前提として平成29年度に県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院に導入しており、保守期間は令和6年度までとなっている。

システムの安定稼働のため、電子カルテシステム及び部門システムのハードウェア（サーバ等）のみ稼働6年目に更新を行い、サポート期間の関係から10年稼働が困難な一部の部門システムについてはシステムごと更新を行っている。

厳しい病院経営状況の下、必要最小限の費用で、効率的かつ効果的なシステムの更新を行う必要があるため、現状分析と次期システムの構築方針について豊富な実績及び優れたアイデア等を持つ事業者を広く募集し、「公募型プロポーザル」により受託者選定を行うことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

県立3病院電子カルテシステム更新設計支援業務

(2) 業務内容

別紙「県立3病院電子カルテシステム更新設計支援業務仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日

(4) 委託者

宮崎県 病院局長 吉村久人

3 委託金額の上限

41,723,000円（消費税を含む）

4 参加資格

(1) この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格（営業種目が電算業務（その他））を有する者であること。

(2) 財産的基礎を有する者として次の条件に当てはまる者であること。

① 資本金の額、資産、負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

② 累積欠損がなく、かつ経営状況が良好であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 平成29年4月1日以降において、一般病床400床以上の国、独立行政法人国立病院

機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院、または公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）（以下「公的な病院」という。）における電子カルテシステムの導入または更新に伴う設計業務及びこれに付随するシステム構築監理業務（以下「同種業務」という。）を完遂した実績を有すること。

- (5) 本業務の履行を第三者に委任又は請け負わせることなく実施すること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

5 県立3病院電子カルテシステム更新設計支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の交付

本業務の実施要領、県立3病院電子カルテシステム更新設計支援業務公募型プロポーザル応募等様式集（以下「様式集」という。）、仕様書及び審査基準表の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付場所
下記「15 問い合わせ先」の場所
- (2) 交付期間
令和4年6月8日（水）から令和4年6月24日（金）
（土曜日及び日曜日は除く。）までの午前9時から午後5時までの間
- (3) 交付方法
交付場所で交付するほか、宮崎県病院局ホームページに掲載する。
ただし、仕様書については、情報セキュリティ保全に係る誓約書（様式第1号）を参加希望者が提出することにより、配付、郵送又は電子メールで交付する。

6 参加申込書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出書類（書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。）
次の①から⑧の順にA4ファイル（タテ型）に綴じて、1部提出すること。
 - ① 参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第2号）
 - ② 提案者概要（様式第3号）
 - ③ 委任状（様式第4号）
 - ④ 同種業務実績一覧表（様式第5号）
 - ⑤ 会社案内書、概要書等
 - ⑥ 商業登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ⑦ 決算書（直近1期分）
- ⑧ 納税証明書（法人税、消費税、事業税）（直近1期分）

(2) 提出期限

令和4年6月24日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。）とする。また、定められた期限までに提出がない場合は不参加とみなす。

(4) 提出場所

下記「15 問い合わせ先」の場所

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を、下記「15 問い合わせ先」の場所に持参又は郵送すること。

8 参加資格審査結果通知

参加申込書等の提出があった応募者については審査の上、令和4年6月28日（火）までに結果を通知するものとする。

なお、参加申込書等提出者が多数の場合は参加資格及び実績等について事前審査を行い、本審査を受ける者を3者程度に選定することがある。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類（書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。）

企画提案書を8部（正本1部、複本7部）、それぞれA4ファイル（タテ型）に綴じて、提出すること。

作成方法については、下記「10 企画提案書の作成」を参考にすること。

(2) 提出期限

令和4年7月12日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。）とする。

(4) 提出場所

下記「15 問い合わせ先」の場所

10 企画提案書の作成

企画提案書の様式については任意とするが、次の事項について仕様書等を参考にして作成すること。

- (1) 電子カルテシステム設計に関すること。
 - ① 電子カルテシステムの効果及び当該効果を発揮するための設計手法や職員のコンセンサス形成手法等を示す。
 - ② 成果物である「調達仕様書」に記載する事項並びに概要を示す。
- (2) 電子カルテシステム更新についての考え方に関すること。
 - ① 現行システムが保有するデータの移行方法及び移行範囲の確認方法等に関する考え方について示す。
 - ② 部門システム更新に対する考え方や更新範囲の設定方法等に関するアイデア等を示す。
 - ③ 導入費用や運用保守費用に対する考え方や費用削減に関するアイデア等を示す。
- (3) 業務体制と業務の進め方に関すること。
 - ① 業務の実施体制について、スタッフ等、当該スタッフが有する資格及び役割等を示すとともに、業務の実施方法について、病院側との役割分担を含めて示す。
 - ② 作業スケジュールとともに、作業スケジュール管理方法について示す。
(仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数(一日あたりの人数、延べ人数等)を記載すること。)
- (4) 提案企業に関すること
 - ① 電子カルテシステムの設計業務実績等について。
 - ② 今回の委託業務について特にアピールしたいこと。
- (5) 見積書について
 - ① 本業務の見積書を作成し提出する。様式は任意とする。
 - ② 見積書には、提案者の、所在地、名称、代表者氏名を記入し、押印すること。
 - ③ 提案したスケジュール中の業務内容ごとの所要経費(税抜き)がわかるように明記すること。
 - ④ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
 - ⑤ 見積書には、可能な限り積算根拠(人員、単価等)を記入した、見積書積算資料を添付すること。
 - ⑥ 参考として本業務に附随するシステム契約からシステム稼働までの構築監理業務概要とその見積りを示すこと。
- (6) 提出に当たっての注意事項

- ① 書類サイズはA4版とする。ただし、フロー図やイメージ図等にあつてはA3版を折りたたんで使用して差し支えない。
 - ② 表紙には提案者の「所在地」「名称」「代表者」を記載の上、押印すること。
 - ③ 総ページ数は、30ページ以内（表紙を除く）とする。
- (7) 企画提案書の記述内容に対する質問
提出のあった企画提案書の記述内容について、必要に応じ病院局から提案者に対し、説明を求めることがある。

11 審査に関する事項

- (1) 企画提案書の審査は、採点基準表に基づき、別途定める選定委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- (2) 本審査を行うにあたり、企画提案に係るプレゼンテーションを行う。
 - ① プレゼンテーション実施日 令和4年7月19日（火）予定
事前審査通過者には本審査日程及び会場について別途通知する。（Webにて実施する場合もある。）
 - ② 出席者3名以内（総括責任者及び宮崎県にて実施する業務を中心となって実施する方は必ず出席すること。）
 - ③ 実施内容
 - ア プレゼンテーションを行う順序は企画提案書の提出順とする。
 - イ 実施時間は1事業者当たり35分以内とし、そのうちプレゼンテーションにかかる時間は20分以内とする。
 - ウ プレゼンテーションは、主に宮崎県にて実施する業務を中心となって実施する者が行うこと。
- (3) 審査結果通知日 令和4年7月21日（木）予定
審査結果は全ての企画提案者に対して文書により通知し、宮崎県病院局ホームページ上で公表する。

12 契約に関する事項

- 最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、委託契約を締結する。
なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

13 提案書作成等の質問受付

- 提案書作成方法等の事項に関する質問については、次のとおり受け付ける。なお、本企画提案競技に関する説明会は実施しない。

- (1) 質問方法

質問については質問書（様式第7号）により電子メールで行うこと。

(2) 受付期限

令和4年7月5日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書受付後、質問内容とともに令和4年7月8日（金）までに、参加資格認定者全員に対して電子メールにて随時回答する。

(4) 受付場所

下記「15 問い合わせ先」のメールアドレスとする。

14 その他留意事項

(1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、実施要領、様式集、仕様書の記載内容を承諾したものとする。

(2) この企画提案競技に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、病院局は、必要のある時は、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 提出された書類は字句の誤り以外は変更できない。また、同一提案者が二つ以上の提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却しない。

(5) 病院局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 本公募型プロポーザルの参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(7) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、前記「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

(8) 本提案を受託した者及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件に係る構築業務の入札に参加することはできない。

上記の「資本関係又は人的関係」とは、次の①又は②に該当することをいう。

① 資本関係

ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
役員とは、以下のaからdに掲げる役職とする。なお、監査役、執行役員は役員に該当しない。

- a 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- b 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- c 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- d 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

15 問い合わせ先

宮崎県病院局経営管理課 県立病院整備推進室システム・施設担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎6階

TEL : 0985-26-7629

FAX : 0985-26-7341

Mail : keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/byouinkyoku/index.html>